

合併市に関する調査

記入月日：平成17年4月25日

基礎情報

都道府県・市名	新潟県・新潟市（にいがたし）
合併期日	平成17年3月21日
合併形式	編入合併
住所（旧市町村名も記載）	新潟市学校町通一番町602番地1（旧新潟市）
人口（合併直近の国調）	779,483人
面積	649.95km ²
議員定数	78人（特例による定数増26人を含む）
関係市町村名	新潟市，新津市，白根市，豊栄市，小須戸町，横越町，亀田町，岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村，中之口村

関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
	新潟市	527,324	231.94	52	19.1
	新津市	65,860	78.28	26	23.6
	白根市	40,012	77.06	22	20.0
	豊栄市	48,997	76.85	22	18.6
	小須戸町	10,454	16.91	16	24.4
	横越町	10,795	23.62	18	19.0
	亀田町	32,061	16.82	22	20.0
	岩室村	10,042	36.11	16	25.5
	西川町	12,365	24.76	20	21.6
	味方村	4,805	14.44	14	27.8
	潟東村	6,454	23.96	16	26.3
	月潟村	3,831	9.04	14	23.5
	中之口村	6,483	20.16	16	22.6
合計	-	779,483	649.92	274	-

人口は平成12年国勢調査確定値人口

議員数は平成15年統一地方選挙時の条例定数

高齢化比率は平成16年10月1日現在の推計人口による高齢化率

関係市町村の財政状況

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成15年度決算

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
	新潟市	189,301,120	81,312,383	24,845,657	新産	0.738
	新津市	22,615,297	6,071,322	5,723,529	新産	0.516
	白根市	11,608,039	4,135,032	2,830,982	新産	0.615
	豊栄市	19,014,776	4,696,755	3,565,104	新産	0.570
	小須戸町	4,234,464	767,958	1,352,205	新産	0.373
	横越町	4,036,105	1,025,279	1,343,676	新産	0.439
	亀田町	11,020,952	3,700,478	1,893,133	新産	0.646
	岩室村	3,719,328	961,239	1,052,648	無	0.477
	西川町	5,730,379	1,002,669	1,346,269	新産	0.445
	味方村	2,312,378	404,136	811,224	新産	0.348
	潟東村	3,367,153	538,626	1,003,389	新産	0.379
	月潟村	1,885,440	304,006	712,636	新産	0.320
	中之口村	2,868,077	618,224	948,311	新産	0.422
合計	-	281,713,508	105,538,107	47,428,763	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日： 平成16年1月22日 (新津市とは同年4月1日)	解散年月日： 平成17年3月20日
内容	<p>新津市を除く12市町村は平成16年1月29日に第1回協議会を開催し、その後2回の協議会を経て、平成16年3月14日の第4回協議会で合併協定書調印に至った。 新潟市と新津市は平成16年4月16日に第1回協議会を開催し、その後1回の協議会を経て、平成16年5月23日の第3回協議会で合併協定書調印に至った。</p>	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成17年度から平成26年度まで	
基本計画の主要項目	<p>まちづくりの基本方針 まちづくり計画 財政計画</p>	
旧市町村庁舎の利活用	編入される12市町村の庁舎は全て支所等の庁舎となっている。	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	有	有の場合： 26名
議会の議員の在任に関する特例	無	有の場合： - 年 - 月
議会の議員の報酬額	月額：66.4万円	
地域審議会の設置について	有	
内容	<p>新潟市を除く12市町村の区域ごとに地域審議会を置く。 設置期間は合併の日から平成27年3月31日までとする。 ただし、政令指定都市の指定があった時はその前日までとし、その後は新たな附属機関を置く。 委員は30人以内とし、その任期は2年とする。 所掌事務は合併建設計画の執行状況に関する事項、合併建設計画の変更に関する事項、所管区域のまちづくり計画の策定及び変更に関する事項等とする。</p>	
地方税に関する特例	有	
内容	<p>法人市町村民税の法人割りは、新潟市より税率が低い場合は合併年度及びこれに続く3年度は現行のとおりとする。 事業所税は、合併年度及びこれに続く2年度は課税をしないこととし、その翌年度は2分の1の税率とする。 都市計画税は、合併年度及びこの翌年度は現行のとおりとし、それに続く4年度は段階的に調整した税率とする。</p>	
合併特例債発行限度額(億円)	824億円(事業)、38億円(基金)	

その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。(例：庁舎の位置等)</p>
	<p>財産の取扱い 新潟市に引き継ぐ。 農業委員会の取扱い 新市で再編し新たな4つの農業委員会を置く。 一般職の職員の取扱い 新潟市に引き継ぎ、身分は新潟市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱う。 特別職の職員の取扱い 失職とする。なお、市町村長は原則として地域審議会の委員とする。 市町村の役所、役場の取扱い 現行の組織機能を考慮した支所とする。 附属機関の取扱い 廃止する。ただし、必要により各市町村の実情に応じた適切な措置を講ずる。 公共的団体等の取扱い 合併関係市町村に共通している団体は、統合するよう調整に努める。 町字名の取扱い 各市町村の意向を尊重するが、町名の重複等が生じないよう調整する。 姉妹都市等(国内)の取扱い 各市町村の地域の交流事業として継承していく。 姉妹都市(国外)の取扱い 新潟市に引き継ぐ。</p>
	<p>残された課題について、箇条書きでご記入ください。</p> <p>地域コミュニティを育成すること。 政令指定都市への移行を推進すること。</p>